

永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例を次のように公布する。

令和7年9月18日

福井県吉田郡永平寺町長

河合 永充

永平寺町条例第25号

永平寺町長等の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、町長、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 町長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

2 町長等の給料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町長 月額 840,000円

(2) 副町長 月額 650,000円

(3) 教育長 月額 540,000円

3 期末手当の額は、給料の月額に100分の115を乗じて得た額に、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第18条第2項中「100分の125.0」とあるのは、「100分の160.0」とする。

(旅費)

第3条 町長等の受ける旅費は、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(給与及び旅費の支給方法等)

第4条 町長等の給与及び旅費の支給の方法、条件及び手続については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(平成18年永平寺町条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

第1条中「及び第204条第3項」を削り、「永平寺町の機関の特別職の職員の給与及び旅費等」を「、永平寺町議会の議員(以下「議員」という。)の議員報酬、期末手当及び費用弁償」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の前の見出し及び同条を削る。

第5条を削る。

第6条の見出し中「議会の議員の」を削り、同条中「議会の議員(以下「議員」という。)の受ける」を削り、「別表第3のとおりとし、月額」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 議長 月額 290,000円

(2) 副議長 月額 230,000円

(3) 議員 月額 220,000円

第6条を第2条とする。

第7条第2項中「期末手当は」を「期末手当の額は」に改め、「6月1日及び12月1日にそれぞれその日に在職する議員に対してそれぞれ支給日現在において議員が受けるべき」を削り、「182.5を」のあとに「乗じ、その額に」を加える。

第7条第3項を削る。

第7条を第3条とし、同条の次に次の1条及び第2項を加える。

(費用弁償)

第4条 議員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 前項の規定により弁償する費用は、町長の例による。

第8条及び第9条を削る。

第10条の前の見出し及び同条を削る。

第11条及び第12条を削る。

第13条を第5条とし、次のとおりとする。

(議員報酬及び期末手当の支給方法等)

第5条 議員報酬及び期末手当の支給方法、条件及び手続については、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の適用を受ける職員の例による。

第14条から第18条までを削る。

附則に次の1項を加える。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条は令和7年10月1日から施行する。

別表第1から別表第4までを削る。

(永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(永平寺町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止)

4 永平寺町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例(平成18年永平寺町条例第37号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

種目	内容
鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費	実費
宿泊費	地域の実情を勘案して規則で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用
包括宿泊費	当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額
宿泊手当	通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額